

# 第 3 章

## 収納と減免

# 1 収納

## (1) 市税の収納率

収納率は、課税額に対する収納額の割合で、各自治体の収納への取組結果を指し示す成果指標として使われています。  
 収納率は次の算式で求めることができます。

$$\text{【収納率(\%) = 当該年度の収納額} \div (\text{当該年度(現年度)の課税額} + \text{滞納繰越額}) \times 100\text{】}$$

本市では、税負担の公平性を確保するために、納税義務者の事情にも配慮しつつ、収納率向上を目指して取組を進めています。

過去10年間における本市の収納率は、経済状況、税制改正などの影響もあり、平成19年度から下降していましたが、様々な取組の成果により平成24年度から上昇し、近年では高い数値を維持しています。引き続き収納率向上とともに収納額の確保を目指していきます。

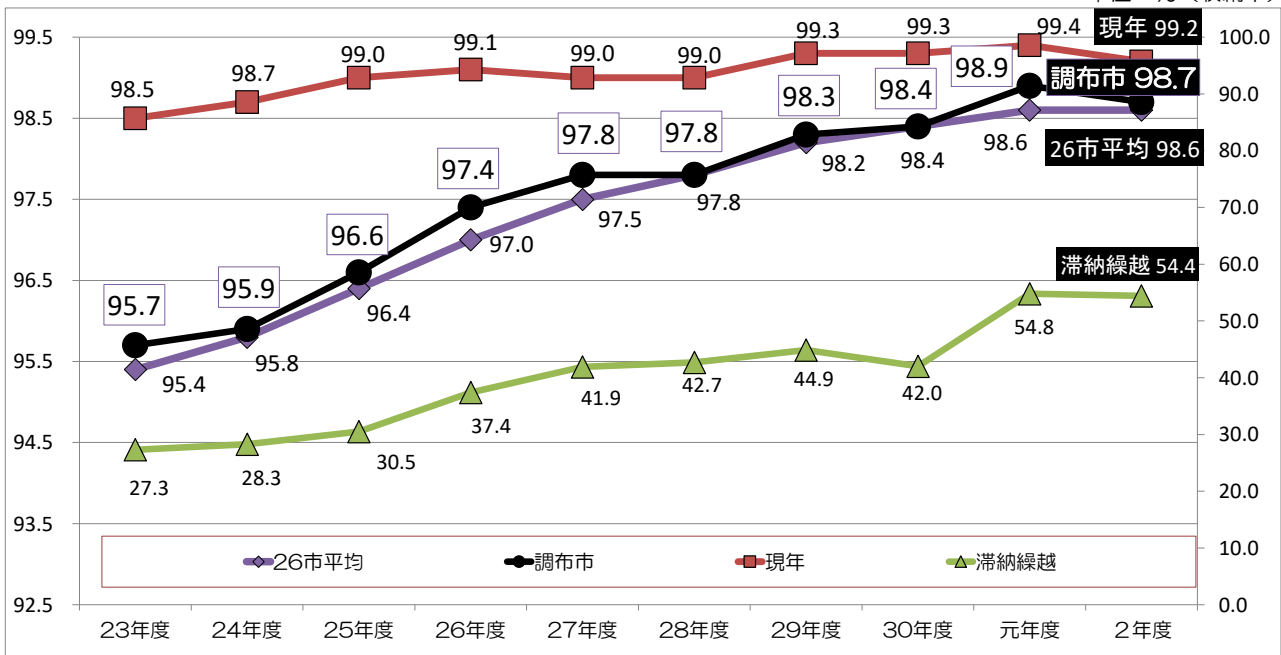
### ◎ 市税収納率の推移

単位：%

項目	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
調布市	95.7	95.9	96.6	97.4	97.8	97.8	98.3	98.4	98.9	98.7
現年	98.5	98.7	99.0	99.1	99.0	99.0	99.3	99.3	99.4	99.2
市民税	98.1	98.3	98.8	98.8	99.0	98.9	99.1	99.1	99.2	98.9
個人	97.8	98.0	98.5	98.5	98.6	98.7	98.9	99.0	98.9	98.9
法人	99.7	99.8	99.9	99.9	99.9	99.8	100.0	99.9	100.0	99.0
固定資産税	99.0	99.1	99.3	99.3	99.1	99.0	99.5	99.6	99.6	99.5
都市計画税	98.8	98.9	99.1	99.2	98.9	98.9	99.5	99.5	99.5	99.5
軽自動車税	96.3	96.8	96.8	97.0	97.1	96.9	97.1	97.4	97.5	97.8
滞納繰越分	27.3	28.3	30.5	37.4	41.9	42.7	44.9	42.0	54.8	54.4
26市平均	95.4	95.8	96.4	97.0	97.5	97.8	98.2	98.4	98.6	98.6

### 市税の収納率の推移のグラフ

単位：% (収納率)



## (2) 納付の利便性向上

### ア. 納付の利便性向上

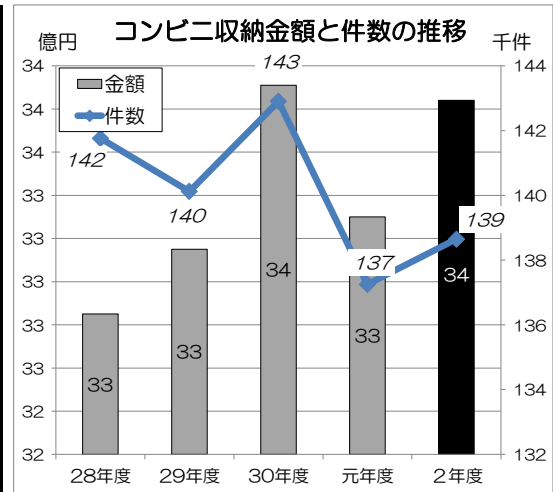
#### ○ コンビニ収納の導入

従来の金融機関での納付に加え、曜日や時間を気にせず、全国の主要コンビニエンスストアで市税を納付できるよう、平成19年度からコンビニ収納を導入しました。  
個人市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、市税の便利な納付方法として定着しています。

#### ○ コンビニ収納の状況

(単位：件・百万円)

税目	項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人市民税 都民税 (普通徴収)	件数	72,415	66,286	66,944	62,485	62,333
	金額	1,791	1,685	1,713	1,636	1,628
固定資産税 都市計画税	件数	53,661	57,840	59,529	59,098	60,542
	金額	1,424	1,555	1,599	1,616	1,676
軽自動車税	件数	15,683	15,993	16,430	15,664	15,771
	金額	70	75	79	78	81
合計	件数	141,759	140,119	142,903	137,247	138,646
	金額	3,285	3,315	3,391	3,330	3,384



※ 金額は表示単位未満を四捨五入



#### ○ モバイルレジ収納の導入

納付書のバーコードを携帯電話等のカメラで撮影し、モバイルバンキングを利用して市税の納付ができるモバイルレジのサービスを全国で初めて平成21年度から軽自動車税で導入しました。これは、自宅で納付ができ、プライバシーも守られるので納税者にとって簡単で安心できるサービスです。

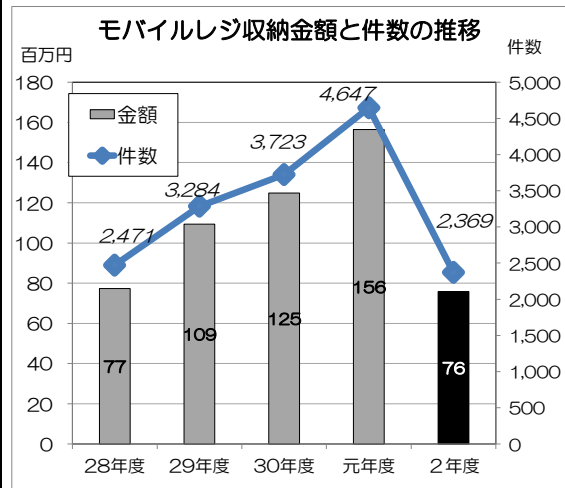
平成21年度は軽自動車税のみでしたが、平成22年度からは個人市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税でも取り扱いを開始しました。

これまで、収納件数・金額とも順調に増加し、市税の納付方法として定着しましたが、今後は、ペイジー収納などオンラインでの納付方法の多様化により、納税者にとって、個々のライフスタイルに応じた納付方法の一つとして位置づけられていくことが考えられます。

#### 【モバイルレジによる収納状況】

(単位：件・千円)

税目	項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人市民税 都民税 (普通徴収)	件数	975	1,230	1,480	1,803	932
	金額	40,532	55,675	67,718	85,056	36,120
固定資産税 都市計画税	件数	1,199	1,745	1,846	2,282	1,250
	金額	35,369	52,139	55,151	68,586	38,699
軽自動車税	件数	297	309	397	562	187
	金額	1,387	1,528	1,989	2,819	1,001
合計	件数	2,471	3,284	3,723	4,647	2,369
	金額	77,288	109,342	124,858	156,461	75,820



※ 金額は表示単位未満を四捨五入

## ○ ペイジー収納サービスの導入

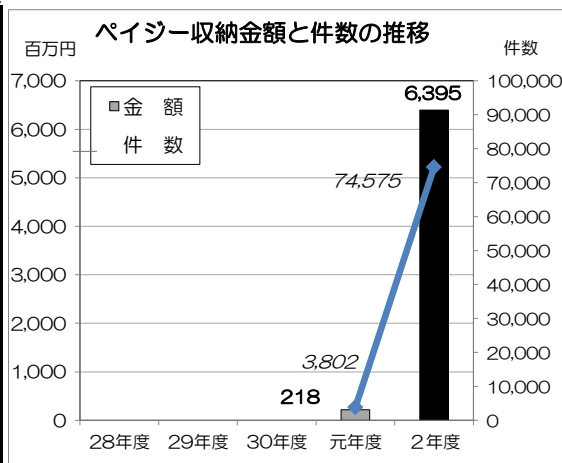
自宅のパソコンやスマートフォンや銀行ATMから市税を納付できる、令和元年度（令和2年1月）からペイジー収納を導入しました。

個人市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税、軽自動車税について取り扱っており、窓口に行かなくても納付できる手段として利便性が向上しました。

## ○ ペイジー収納の状況

（単位：件・百万円）

税目	項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人市民税 都民税 (普通徴収)	件数				1,878	28,902
	金額				122	1,934
固定資産税 都市計画税	件数				1,904	41,122
	金額				96	4,436
軽自動車税	件数				20	4,551
	金額				0	24
合計	件数				3,802	74,575
	金額				218	6,395



※ 金額は表示単位未満を四捨五入（0百万円と表示された軽自動車税は5万5,481円）。元年度は導入後（1月～5月まで）の件数・金額

※ ペイジー収納の件数・金額は、一部の金融機関が行っている一括伝送方式（窓口収納分をペイジー収納として取扱う方式）を含みます。

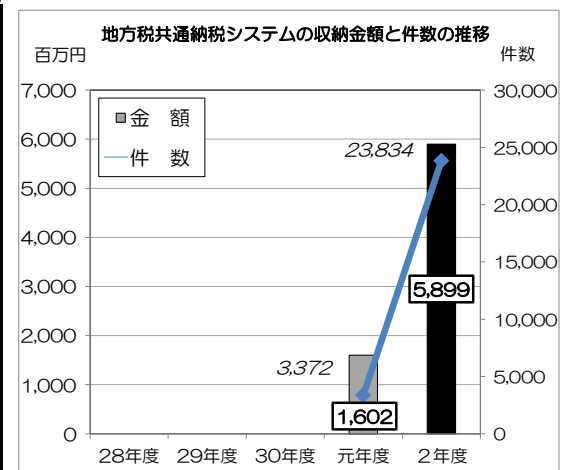
## ○ 地方税共通納税システムの導入

令和元年10月に地方税共通納税システムが全国一斉に開始されました。これは、事業者等がeLTAXを通じて地方公共団体や金融機関の窓口に出向くことなく、自宅やオフィスのパソコンからインターネットを通じて簡単な操作で各自治体に一斉に納税ができるシステムで、各自治体に個別に納付していた従来と比べ、利便性が向上しました。現在、市・都民税（特別徴収）、法人市民税が対象となっています。

## ○ 地方税共通納税システムの状況

（単位：件・百万円）

税目	項目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人市民税 都民税 (特別徴収)	件数				3,161	22,746
	金額				126	876
法人市民税	件数				211	1,088
	金額				1,476	5,023
合計	件数				3,372	23,834
	金額				1,602	5,899



※ 金額は表示単位未満を四捨五入。元年度は導入後（10月～5月まで）の件数・金額

## ○ 金融機関での口座振替による納付

口座振替は、金融機関等に行かずに税金が納付できる便利な納付方法として定着しています。口座振替により納付ができる税は、個人の市民税・都民税（普通徴収）、固定資産税・都市計画税です。

本市では、口座振替による納付を推進しており、平成24年度からは従来の申込方法に加え、納税課窓口で簡単に手続きを行うことができる「Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス」も開始しています。これにより、手続きから登録までに要する大幅な時間短縮が可能となりました。

令和2年度の口座振替は、件数が18万件余、納付額が126億4,000万円余となっています。

対象となる税の口座振替による納付率は45.4%であり、引き続き制度のPRに努め、推進を図っていきます。

## ○ 口座振替による納付状況

（単位：件・百万円）

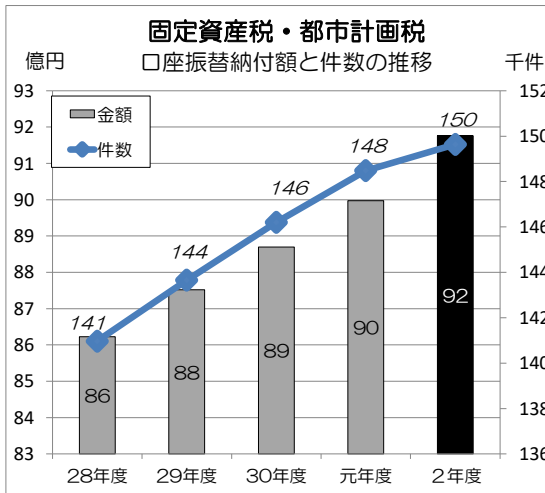
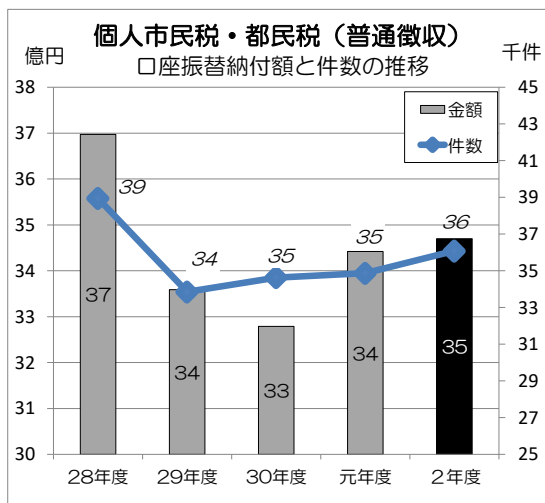
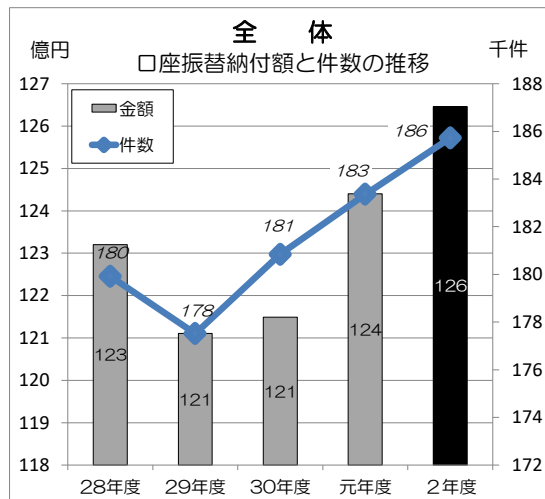
税目	金額・件数	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人市民税 都民税 (普通徴収)	件数	38,943	33,855	34,634	34,872	36,086
	金額	3,697	3,359	3,279	3,442	3,470
	納付率	42.5%	41.6%	41.7%	42.0%	41.5%
固定資産税 都市計画税	件数	140,977	143,660	146,208	148,486	149,640
	金額	8,623	8,752	8,870	8,997	9,176
	納付率	46.1%	46.4%	46.2%	46.7%	47.1%
合計	件数	179,920	177,515	180,842	183,358	185,726
	納付額	12,320	12,111	12,149	12,440	12,646
	納付率	44.9%	45.0%	44.9%	45.3%	45.4%

※ 金額は表示単位未満を四捨五入

注 納付率とは、現年度調定額に対する現年度口座振替納付額の割合

【Pay-easy（ペイジー）口座振替受付サービス登録件数】（単位：件）

税目	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
個人市民税・都民税 (普通徴収)	230	239	234	289	157
固定資産税・都市計画税	223	179	242	260	125
合計	453	418	476	549	282



### (3) 収納率向上への取組み

税の公平性を確保するためには、収納率を向上させ、収納額を確保していくことが必要です。本市では、効率的な収納手法の実施とともに、そのための体制を整備して、毎年度の収納に取り組んでいます。

効率的な手法として、自動電話催告システムを活用した早期催告や遠隔地の滞納者の実態調査委託などの実施とともに、収納体制整備として、機能別班構成（現年度課税分と滞納繰越分）の確立、市税納付推進員制度の導入（窓口、調査業務等を実施）、東京都への研修派遣による人材育成などの取組を進めています。

### (4) 滞納処分等

#### ア. 滞納処分

##### ① 差押え

定められた納付期限までに税金を納めていただけない場合、電話や文書による納付の督促や催告をすることとなります。それでも納付や連絡等いただけないときには、税負担の公平性の観点から、生活状況や財産の調査を実施したうえで、その方の財産を差し押さえることになります。

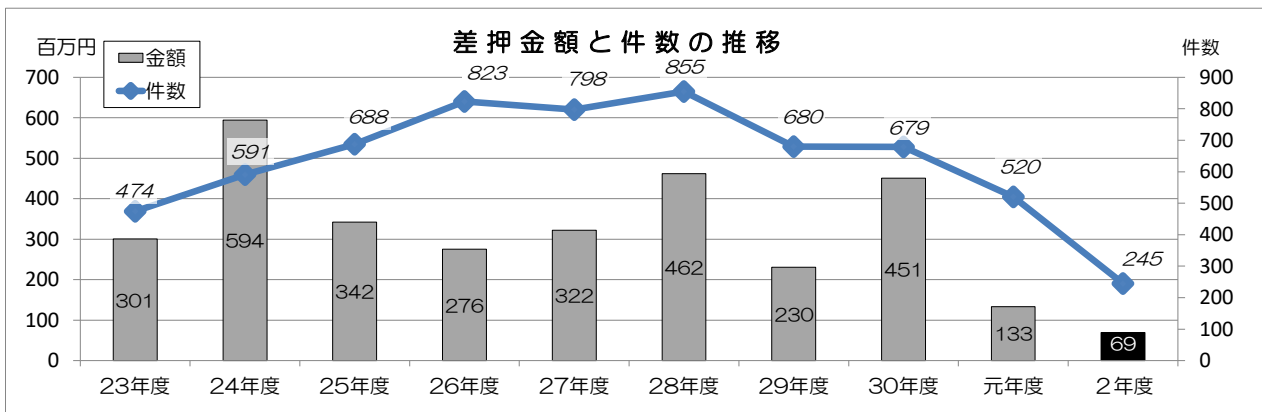
差押えの対象としては、不動産、債権（預貯金、生命保険、給与、年金、売掛金など）、動産などがあります。

10か年の推移では、滞納事案等により変動はありますが、件数は平均630件余、金額は3億1,700万円余となっています。

#### 年度別差押金額と件数の推移

(単位：件・千円)

差押	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	件数		474	591	688	823	798	855	680	679	520
金額		300,508	594,019	342,302	275,577	321,809	461,652	230,449	450,571	133,477	69,325

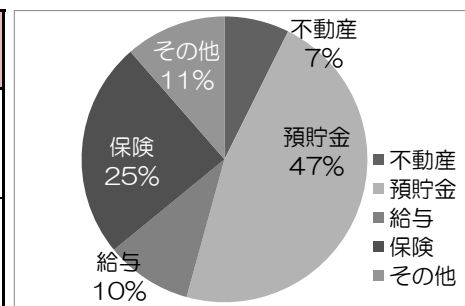


#### 差押財産の内訳

(単位：件)

差押件数	財産	不動産	預貯金	給与	保険	その他	合計	
	2年度		18	115	24	60	28	245
	元年度		26	359	22	67	46	520

#### 差押財産の割合



## ② 滞納処分の執行停止

「滞納処分の執行停止」とは、税金の納付が遅れている方に一定の事由があると認められる場合に、その申請を要することなく、納付資力が回復するまでの期間、職権で差押え等の強制徴収手続きを停止するものです。

### 【執行停止の要件】

滞納者に一定の事由があると認められる場合に、滞納処分の執行を停止することがあります（執行停止）。

執行停止の要件は、次のとおりです。

- ア 滞納処分することができる財産がないとき（地方税法第15条の7第1項第1号）
- イ 滞納処分することによって生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき（同法同条同項第2号）
- ウ 滞納者の所在及び財産がともに不明であるとき（同法同条同項第3号）
- エ 同法同条同項第1号により執行停止した場合に、税を徴収できないことが明らかであるとき（同法同条第5項）

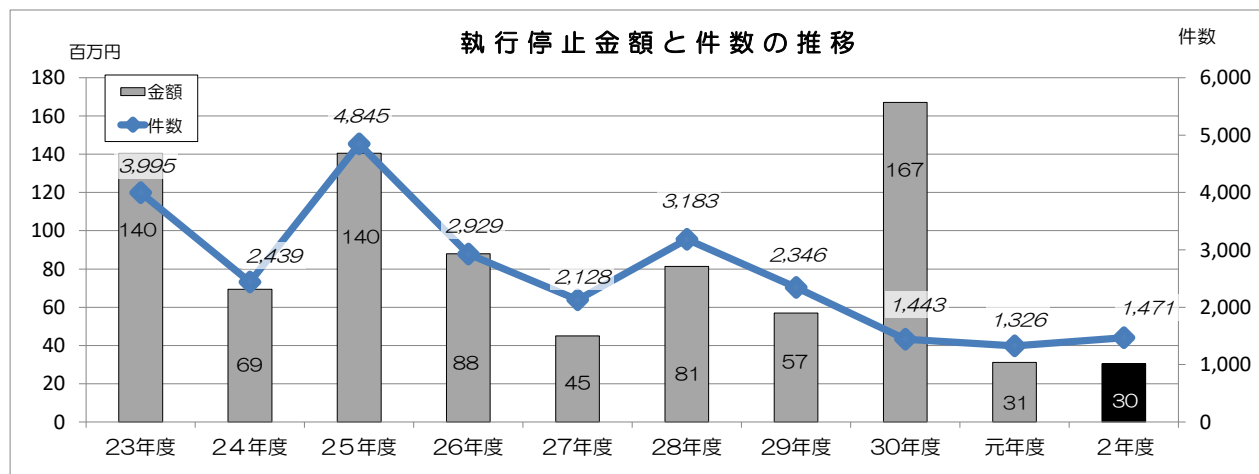
10か年の推移では、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、平均では件数（期別件数）が2,600件余、金額は8,500万円余となっています。

### 年度別の執行停止金額と件数の推移

（単位：件・千円）

年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
件数	3,995	2,439	4,845	2,929	2,128	3,183	2,346	1,443	1,326	1,471
金額	140,461	69,461	140,496	88,016	45,005	81,405	56,965	167,124	31,152	30,420

※件数二期別件数

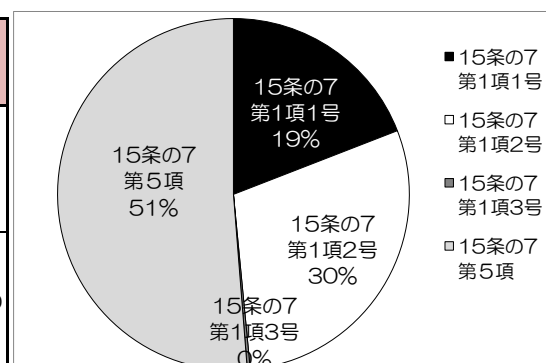


### 執行停止要件別内訳

（単位：件・千円）

要件	15条の7第1項1号	15条の7第1項2号	15条の7第1項3号	15条の7第5項	合計
件数	281	432	4	754	1,471
金額	6,673	7,880	41	15,825	30,420

### 執行停止要件の割合（件数）



※ 金額は表示単位未満を四捨五入

### ③ 不納欠損

課税された税金の徴収が不可能となった場合（執行停止による納税義務の消滅等），不納欠損処理を行うことがあります。

その要件は次のとおりです。

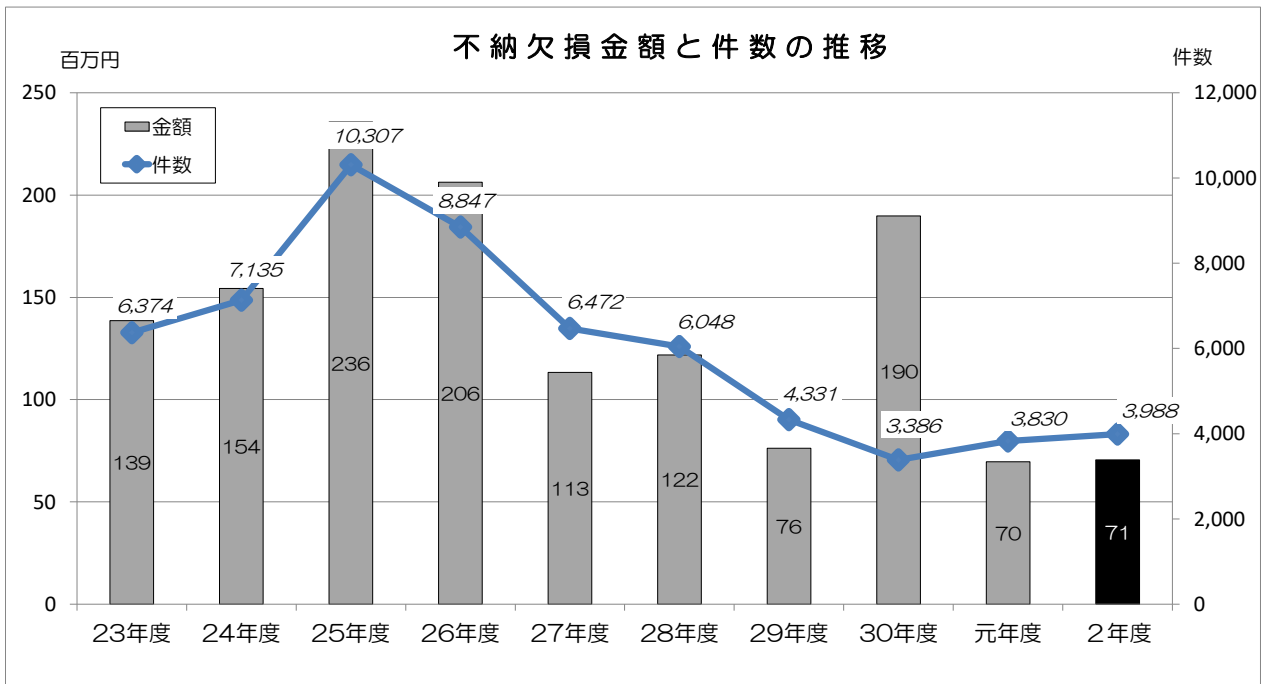
- ア 滞納処分執行停止後3年を経過したことにより納税義務が消滅したとき（地方税法第15条の7第4項）
- イ 滞納処分の執行停止と同時に納税義務を消滅させたとき（同法同条同項第5号）
- ウ 消滅時効が到来したとき（同法第18条）

10か年の推移では、滞納事案等により年度毎の変動はありますが、平均では件数が6,000件余、金額は1億3,700万円余となっています。

年度別の不納欠損金額と件数の推移

(単位：件・千円)

不納欠損	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度
	件数	6,374	7,135	10,307	8,847	6,472	6,048	4,331	3,386	3,830	3,988
金額	138,596	154,349	235,661	206,342	113,232	121,903	76,196	189,853	69,549	70,558	
1件当たりの金額	22	22	23	23	18	20	18	56	18	18	





## 2 減免

### ○ 減免

災害や生活困窮など、納税者や課税対象に特別な事情がある場合に、減免を受けようとする方の申請内容により、市税の減免（減額及び免除）が認められることがあります。  
本市では、調布市税賦課徴収条例及び調布市市税減免基準に基づき、市民税（個人・法人）、軽自動車税、固定資産税、都市計画税において、減免を受けることができます。  
令和2年度は、4つの税で509件、1億4100万円余の減免を決定しました。

### ○ 減免状況

単位：件・円

区 分	令和2年度		令和元年度		増 減 額	
	件 数	減 免 額	件 数	減 免 額	件 数	減 免 額
市民税（個人）	49	2,185,300	84	2,955,000	▲ 35	▲ 769,700
市民税（法人）	57	2,837,500	60	2,962,300	▲ 3	▲ 124,800
固定資産税・都市計画税	187	135,176,318	383	136,168,684	▲ 196	▲ 992,366
軽自動車税	216	1,791,800	202	1,612,600	14	179,200
合 計	509	141,990,918	729	143,698,584	▲ 220	▲ 1,707,666

※各税の減免状況は、第2章「市税の決算状況」において掲載しています。